世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区公印規則（平成元年３月世田谷区規則第４号）の一部を次のように改正する。

別表中「第４条関係」を「第４条、第９条関係」に改め、同表２０の部１の項を次のように改める。

1	同	同	福祉事務用	総合支所生活支援課長 世田谷総合支所保健福祉課長 北沢総合支所保健福祉課長 砧総合支所保健福祉課長 烏山総合支所保健福祉課長

附　則

この規則は、令和８年１１月２４日から施行する。